別紙２

都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】

企画提案書評価基準

１　目的

　「都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】企画提案書評価基準」（以下「評価基準」という。）」は、東京都が公募する「都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】」（以下「緑の創出事業【民間公募】」という。）の事業者を「企画提案審査会」（以下「審査会」という。）が選定するための方法、評価基準等を示すものである。

２　評価の方法

1. 申請書等及び必要に応じて実施するヒアリングの内容を評価の対象とし、申請書等の提案内容が「都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】企画提案書募集要領」に記載されている事業目的に沿った適切な計画であるかを評価する。
2. 次の項目を評価する。

ア　実施場所の注目性

イ　本提案の実現性

ウ　緑化計画の魅力及び効果

1. 評価基準は次のとおりとする。

ア　実施場所の注目性

実施場所が「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市づくりの拠点であり、公園などのみどりと近接していること、周辺で多くの人を対象にしたイベント等が催されることを評価する。また、設置場所が多くの人が通る又は多くの人が留まる空間であること、目につきやすい空間であることを評価する。

イ 本提案の実現性

事業目的に沿った効果検証の実施が可能かどうか、実現可能な計画・体制があり、完遂できる能力があるか及び都が掲げる政策目標に資するものであるかを評価する。

ウ　緑化計画の魅力及び効果

　提案された緑化内容が地域の魅力向上に貢献し、環境への配慮や将来普及が期待されるものであるか、普及に必要となる課題把握手法の適切さを評価する。

1. 評価の点数については100点満点とし、得点配分については実施場所の注目性を20点、本提案の実現性を30点、緑化計画の魅力及び効果を50点とする。
2. 評価項目、評価の観点及び得点の配分は、以下による。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | | 得点 | 評価の観点 |
| ア　実施場所の注目性 | | | | |
| （１）設置場所 | | | | |
|  | 設置場所が多くの都民等が通る又は留まる空間で、目につきやすいこと。 | | １０ |  |
| （１）周辺環境 | | | | |
|  | 公園や民間開発によって設けられた公開空地等のみどりとの連続性があり、周辺で多くの都民等を対象としたイベント等と連携して実施すること。 | | １０ |  |
| イ　本提案の実現性 | | | | |
| （１）スケジュール | | | | |
|  | 令和７年度中に緑化と効果検証等が実施可能なスケジュールであること。 | | １０ | 効果検証等が行える程度の長期間、緑化を維持できることが望ましい。 |
| （２）遂行の体制 | | | | |
|  | | 本事業の実施が可能な体制を有していること。 | １０ | 役割及び責任が明記され、安全かつ合理的であることが望ましい。 |
| （３）安全への配慮 | | | | |
|  | | 利用者の安全に配慮された緑化であること。 | ５ | 利用者の安全やバリアフリールートの確保などに配慮されていることが望ましい。 |
| （４）快適性への配慮 | | | | |
|  | | 快適性に配慮した計画であること。 | ５ | 不快害虫の発生、湿度上昇抑制など、利用者等が不快に感じないように配慮した緑化であることが望ましい。 |
| ウ　緑化計画の魅力及び効果 | | | | |
| （１）緑化技術 | | | | |
|  | | 植物の存在が際立つ魅力的な緑化であること。 | １０ | 五感で緑を感じることができるよう、植物種の選定、デザイン等により植物を際立たせる工夫をしていることが望ましい。 |
|  | | 屋内空間、地下空間又は人工地盤上の緑化の推進に有効な技術を活用した緑化であること。 | １０ | 人工照明、自動潅水設備、仮設で移動可能等、これまで緑化されてこなかった場所での緑化を実現するような技術が活用されていることが望ましい。 |
|  | | 植物の維持管理について省力化できる工夫があること。 | １０ | フェイクグリーンの設置だけによらないことが望ましい。 |
| （２）地域への貢献 | | | | |
|  | | 周辺の景観向上やにぎわい創出等に資する計画であること。 | １０ | 周辺の景観と調和しつつ、地域の魅力向上に資する、その場に即した緑化であることが望ましい。 |
| （３）普及効果 | | | | |
|  | | 効果の検証ができること。 | ５ | 将来普及に当たり考えられる課題等の把握のため、効果の検証ができるような緑化手法であることが望ましい。 |
|  | | 将来の緑化イメージを提案するものであること。 | ５ | 当該地において、将来継続的に緑化することも想定していることが望ましい。 |

1. 評価点の算出については、評価項目のそれぞれについて、審査会の各委員が次の０から５までの６段階で評点を付け、審査会各委員の採点を平均した点をもって得点とし（10点満点の項目については、0から5までの6段階で付ける評点に２を乗じた値を得点とする。）、その合計点により採用者を決定する。ただし、各評価項目における評点の平均がいずれか一つでも2点未満となる場合は、失格とする。

採用する事業者は、鉄道施設の屋内空間、鉄道駅につながる通路・広場等の屋内空間、地下空間及び人工地盤上を実施場所とする者から、評価点の上位の者をそれぞれから１者、計４者を原則とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 評点 | 評価の考え方 |
| ０ | 提案がない |
| １ | 最低限の要求水準を満たしておらず、許容不可である提案 |
| ２ | 最低限の要求水準を満たしていないが、調整の余地がある提案 |
| ３ | 最低限の要求水準を満たしている提案 |
| ４ | 最低限の要求水準よりやや優れている提案 |
| ５ | 最低限の要求水準より優れている提案 |